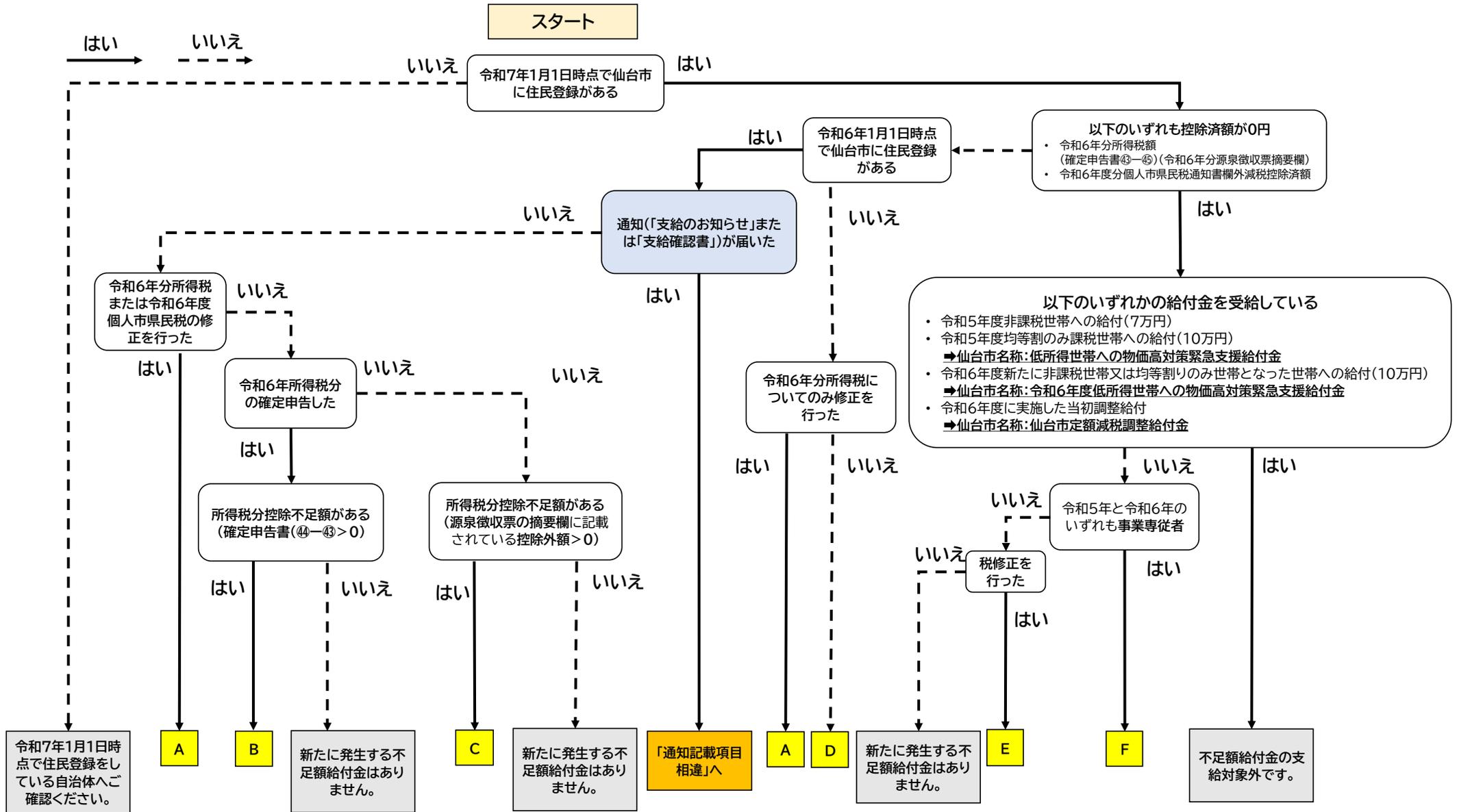


個別申請対象者判定フローチャート



通知記載項目相違

届いた通知(「支給のお知らせ」または「支給確認書」)の内容に疑義がある方

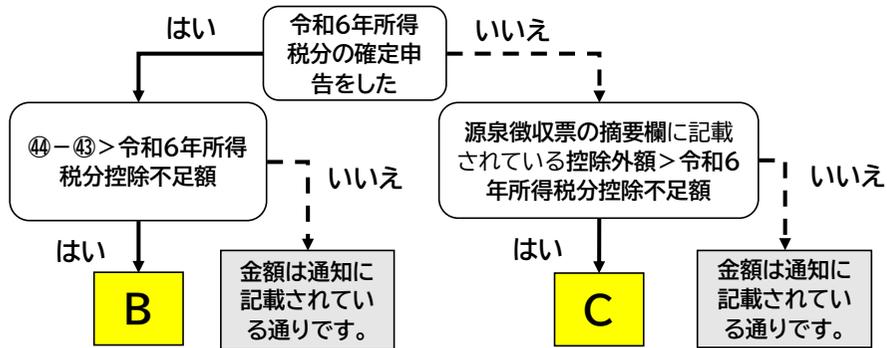
令和6年分所得税または令和6年度分個人市県民税を修正した(更正の請求含む)

A

令和6年度分個人市県民税所得割分控除不足額が異なる



令和6年所得税分控除不足額が異なる



令和6年所得税分
扶養親族数が異なる(国外扶養親族は除く)

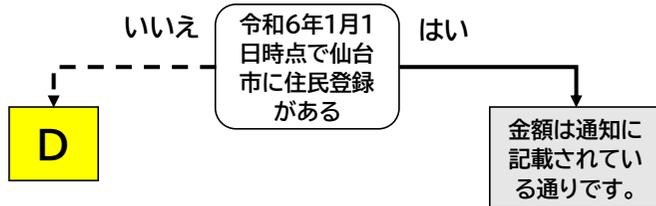


令和6年所得税分および令和6年度個人市県民税分どちらの扶養親族数が異なっている場合も、まずは仙台市役所市民税課へご相談ください。

青葉区・泉区にお住まいの方:022-214-8637

宮城野区・若林区・太白区にお住まいの方:022-214-8638

当初調整給付金額(令和6年度に算定)が異なる



令和6年度個人市県民税分
扶養親族数が異なる(国外扶養親族は除く)



必要書類

A	① 令和6年分所得税の更正の請求(修正申告)をした方:令和6年分所得税の更正通知書(修正申告書) ② 令和6年度個人市県民税の修正申告をした方:令和6年度個人市県民税の(非)課税証明書(仙台市にて発行)
B	令和6年分確定申告書の控え
C	令和6年分源泉徴収票
D	① 当初調整給付金の算定式および給付金額がわかる書類 ② 令和6年度住民税の(非)課税証明書(令和6年1月1日時点でお住まいだった市区町村にて発行) ③ 令和6年分所得税額等がわかる書類
E	① 令和6年分所得税の更正の請求(修正申告)をした方:令和6年分所得税の更正通知書(修正申告書) ② 令和6年度個人市県民税の修正申告をした方:令和6年度個人市県民税の(非)課税証明書(仙台市にて発行)
F	【①および②はいずれも事業主分】 ① 令和6年分確定申告書(第二表)の控え、または、令和6年分青色申告決算書 ② 令和5年分確定申告書(第二表)の控え、または、令和5年分青色申告決算書

※ AまたはEの方

- 令和7年8月18日付の「市民税・県民税・森林環境税決定・変更通知書」が届いた方は、申請不要です。
新たに不足額給付金が発生する方には、9月下旬頃に通知を発送します。
- 令和7年8月18日付の「市民税・県民税・森林環境税決定・変更通知書」が届いていない方は、申請が必要です。
令和7年8月25日以降、仙台市定額減税不足額給付専用ダイヤルまたは電子申請から申請ください。